防災行政無線の利用による
下校時の子供の見守りについて

戸田市教育委員会
教育総務課

防災行政無線による子どもの見守りとは

児童が安全に下校できるよう、防災行政無線による子供の見守り放送を流すことで、散歩や買い物に行くなど地域の方々の目を子供たちに向けてもらい、子供たちを犯罪の被害から守っていくことを目的として実施するもの。市民の自発的な見守りを促す。



※防災行政無線の設置状況

市内の公共施設や公園等７７箇所に設置。うち、１１箇所は、文字入力により放送内容を音声化して流す形式のものとなっている（文字入力方式は、音声を変えられない。）。





県内の声かけ事案の状況①

１．声かけ事案とは

１８歳以下の者に対して、犯罪行為には至らないが、「声をかける」「手を引く」「肩に手をかける」「後をつける」等の行為で、略取・誘拐や性的犯罪等の重大犯罪の前兆として捉えられる事案

【子供に対する声かけ事案（令和4年　埼玉県警察本部生活安全部生活安全総務課）】

２．認知状況（１～１２月）

【認知件数】

（単位：件）

	令和2年	令和3年	令和4年（11月まで）	令和4年（試算）
全体（18歳以下）	2,752	3,028	2,614	2,850
うち、小学生以下（割合）	1,504　(54.7%)	1,589　(52.5%)	1,327　(50.8%)	1,452　(50.9%)

【参考】12月

				（R2,3平均値）
全体（18歳以下）	238	234	-	236
うち、小学生以下（割合）	124　(52.1%)	126　(53.8%)	-	125　(53.0%)

【小学生以下の割合の推移】

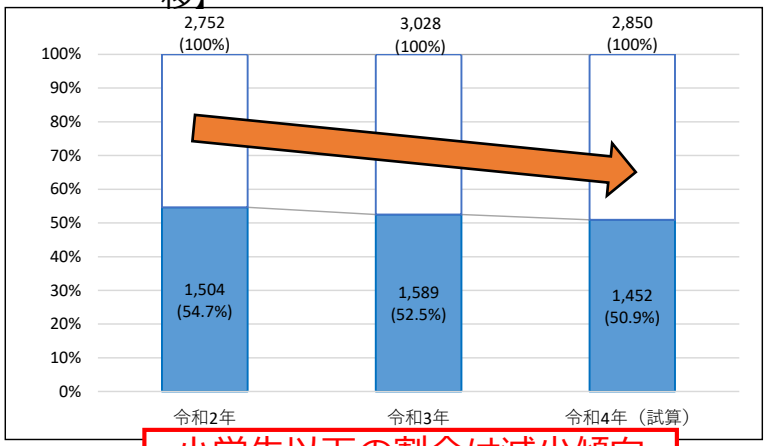

小学生以下の割合は減少傾向

県内の声かけ事案の状況②

３．曜日別発生状況

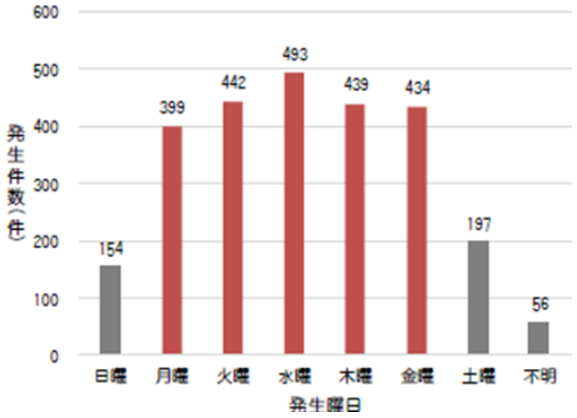

４．発生場所別状況

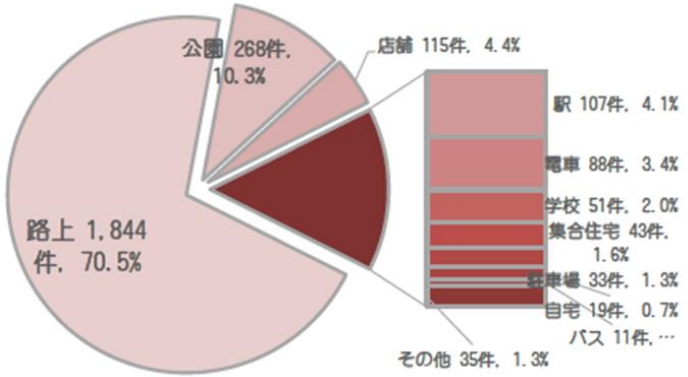

５．時間帯別発生状況

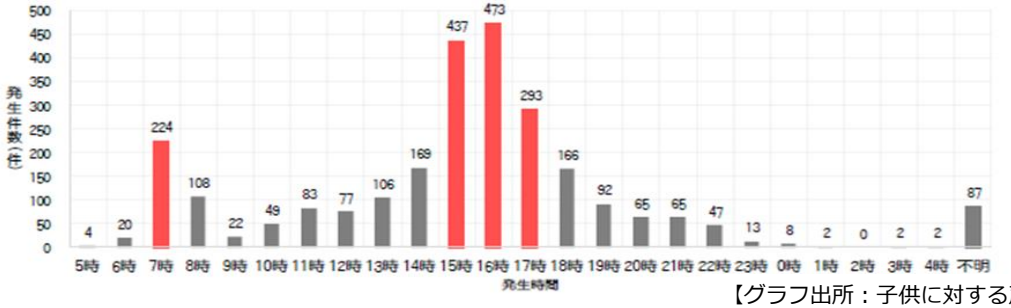

グラフから、平日の１５時から１７時にかけて、また、路上や公園で多く事案が発生していることから、特に、小学生の下校時間の安全に注視する必要がある。

【グラフ出所：子供に対する声かけ事案（令和4年　埼玉県警察本部生活安全部生活安全総務課）】

県内の声かけ事案の状況③（市町村別認知件数）

６．市町村別発生認知件数

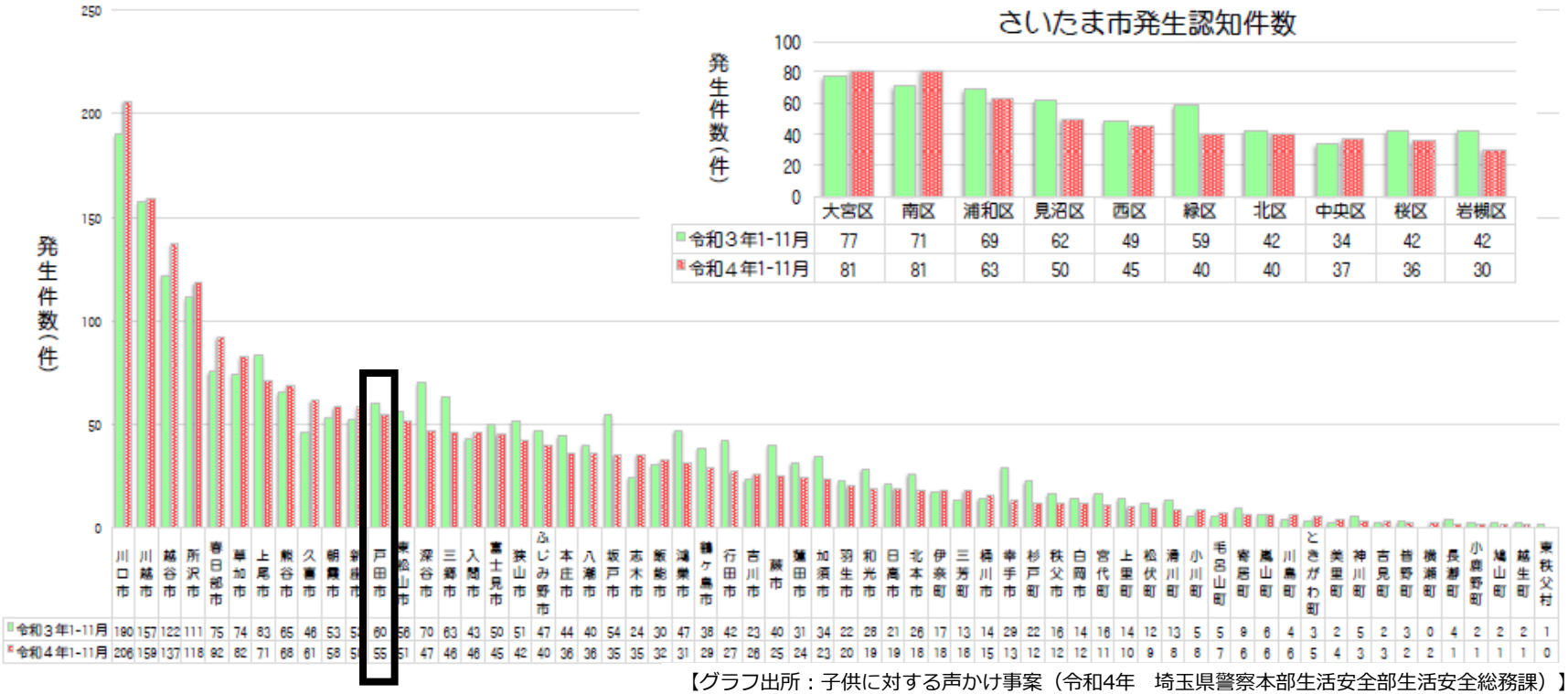

【グラフ出所：子供に対する声かけ事案（令和4年　埼玉県警察本部生活安全部生活安全総務課）】

戸田市における見守りの取組

- 委託により実施している交通指導員の配置
- 青色回転灯装備パトロールカー等による（年末年始を除く毎日、朝から夕方に市内巡回）登下校時間帯の見守り活動を行っている。H17.6～）
- 自主防犯活動の拠点である地域安全ステーション（H17設置）では、登下校時の見守りを実施
- 見守り防犯カメラの設置（市内300箇所、R3.4から運用開始）



- 綜合警備保障株式会社（ALSOK）と子どもの見守り等に関する連携協定を締結（R3.6.21）し、子供の位置情報を保護者や家族に通知するサービスをR3.4から開始

他市における防災行政無線による下校時の見守り放送の状況

	自治体名	開始時期	頻度・時間帯	放送に対する反響
1	A市	平成17年頃から	毎日14：30～	・「子どもの寝かしつけに支障がある」という苦情あり。 ・「うるさい」という苦情も一定数くるため、毎日放送を辞めることも検討している。
2	B市	不明（10年以上前から実施している）	毎週月曜日・水曜日の14：30～	大人の声で放送を行っていた際は苦情あり。児童の声に変更後苦情なし。
3	C市	平成17年頃から	毎日15：00～	特になし。
4	D市	実施なし		
5	E市	平成31年頃から	毎週火曜日・木曜日の14：30～	開始当初は月に一度程度苦情あり（聞こえづらい、うるさい、防災に関係のないものを流すな等）
6	F市	不明（ずっと前から実施している）	毎日14：20～ （低学年の下校開始前）	特になし。
7	G市	平成26年頃から	毎日14：30～	「放送を流すことによって生徒の下校時間を知らせることとなり、逆に危険ではないか」という意見あり。
8	H市	平成25年頃から	給食がある日の15：00～	「子どもの寝かしつけに支障がある」という苦情あり。

見守り放送により期待される効果と課題

【期待される効果】

- 下校時の犯罪の抑止につながる
- 地域の顔が見えるようになり安心につながる





【課題】

- 下校時の犯罪の助長につながる可能性がある　→　死角を作らない体制づくり
- 防災行政無線による放送が苦情につながる場合がある　→　理解を得る工夫
  ※現状でも放送すると、度々、苦情が寄せられている。
- 実施したことによる効果が見えていない　→　効果の指標化



今後の展望

防災行政無線を活用した子供の見守り放送については、地域のながら見守りをはじめとした市民自らの見守り活動を促す取組である。本市では、これまで委託事業等により、ある意味プロフェッショナルな視点から様々な子どもの見守りの取組を行っている。これらの取組によっても埋めきれない部分に、市内で生活している市民の力を活用していくには、市民への啓発活動と併せて取り組んでいくことが効果的と考えることから、実施については、課題も含め市民生活部くらし安心課と連携しながら検討してまいりたい。



